



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年6月2日（火） 第9804号

■ 目 次

	ページ
<b>告 示</b>	
○保安林予定森林（森林保全課）	2
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民活動支援・広聴課）	2
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧（農村整備課）	3

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和2年6月2日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 渋川市赤城町敷島字山岸山1086の2、字大沢1292の1、藤岡市坂原字入穴2200、2201、2203の1、2203の2、字新井2204の甲、2204の2、多野郡神流町大字魚尾字田ノ頭638、みどり市大間々町浅原730、731
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山岸山1086の2、字大沢1292の1（次の図に示す部分に限る。）、字入穴2200、2201、2203の1、2203の2、字新井2204の甲、2204の2、字田ノ頭638

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課並びに関係市役所及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。

**■ 公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年6月2日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年5月21日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人なんもく笑い塾
- 3 代表者の氏名 佐藤祐太
- 4 主たる事務所の所在地 甘楽郡南牧村大字大日向1176番地5
- 5 定款に記載された目的 この法人は、「笑う村には福来る」の理念のもと、参加者が村の風土や食文化、地域交流など、なんもく暮らしを存分に体験できる密着型教育事業や、訪村者になんもくを「見る」「知る」「感じる」機会を提供する観光事業等を行う。

また、村内外、学歴などの枠を超えて、各人が自発的に望ましい行動を選択するように促す（ナッジ（ヒジで

ちよんと突く) ) ことを目指すとともに、それぞれが胸を張って「ココが好きだ」と言える地域をつくることを目的とする。

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大正用水3期土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年6月2日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年6月3日から同年6月30日まで
- 3 縦覧に供する場所 前橋市役所及び伊勢崎市役所